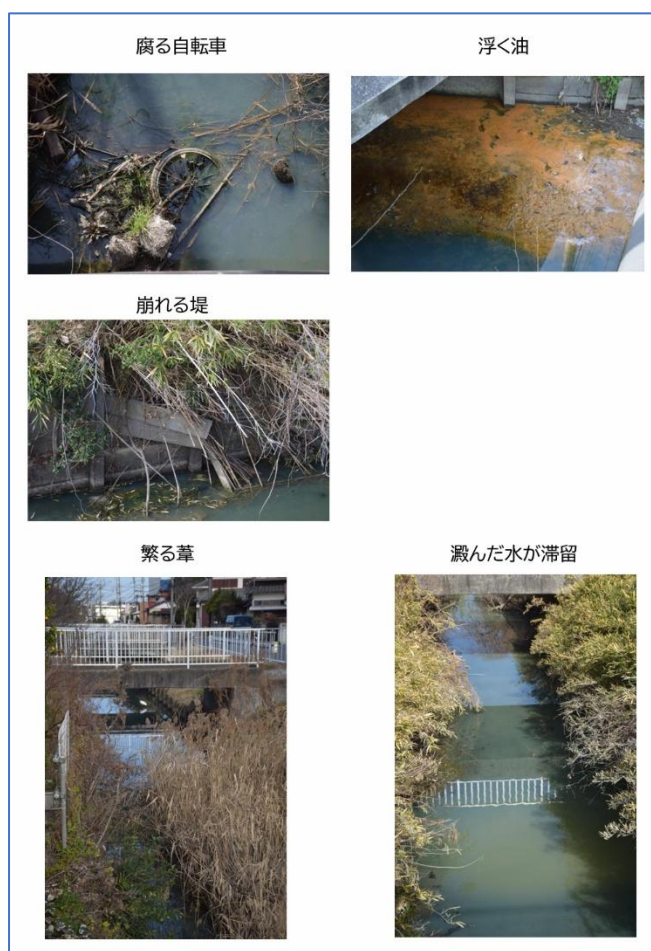


家庭から出る生活排水のうちトイレからの排水を除いたもの、いわゆる生活雑排水は、合併処理浄化槽では処理されるものの、単独処理浄化槽では処理されず、水路を通り養老川へ流れ込み、最終的には東京湾に至ります。

この地区は市街化調整区域のため、公共下水道は敷設されていません。そのため、住宅から排出される浄化槽処理水や生活雑排水は直接この水路に流れこみます。

普通の川ではあれば年間を通して水は流れていますが、この水路はある期間（水稻生産期以外）流れがないことになります。そのため、水が滞留し、夏場は悪臭を放ち害虫の発生源となります。

また、水路の両側から立木が繁茂し、水路の全幅に渡っている箇所もあります。



市民の要望書(2024/3/11)から引用

村上町会、また近隣住民の市民がこれまでも数回にわたり水路改善の要望書を市へ提出しています。

内容として、①水稻生産期以外でも年間を通しての通水となるよう県や関係機関への要請していただくこと。

②法定外公共物（水路）の維持管理の適切な実施などです。

しかしながら、①河川法の関係などから通水は困難であること ②水路の維持管理については町会と調整し順次実施するとの回答を得ているとのことでした。

市原市には昭和 48 年（1973 年）に制定された「市原市民の環境をまもる基本条例」が制定されています。

その前文には「すべて市民は、良好な環境を享受し、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有する。」とあります。市の役割として、「市は、市民が良好な環境を享受し、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を確保するための施策の遂行に努めなければならない。」とされています。

目的には「良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。」とされています。

今回、農政部と面談し、予算や対応状況をお聞きしました。そこで質問します。

質問 1

地元村上町会からも改善要望を受けている中、予算がないからとの理由で対応が進んでいません。少ない予算の中、過去 R4,5,6 年と 3 回草刈りを行ったとの説明がありました。

毎年市内の多くの地域からの改善要望があり、次年度への繰り越し分が案件数全体の 2～3 割あると聞きます。

「市民の環境をまもる基本条例」の本旨からみて、環境を悪化させている水路の管理維持のためには、対応年限を 2～3 年と定めて対応すべきと考えますが見解を伺います。

期限を定めとするのは、浚渫などを含めた集中的かつ徹底的な対応でないと住環境の改善には程遠いと考えからです。

<答弁１>

農政部が所管する法定外水路の維持・管理につきましては、その通水機能を良好に保つため、職員によるパトロールや、地域の皆様から寄せられた要望箇所の現地調査を行い、現状を把握したうえで対応の可否や方向性を検討し、緊急の度合いなどにより、優先順位をつけた対応を講じているところでございます。

また、地域の方々からの改善要望においては、毎年５００件程度が寄せられ、そのうち約３割の事案が処理しきれずに次年度以降へ繰り越して対応している状況であります。

その要因としましては、対応策の検討に時間を要する事案や、経常経費では対応できない大規模改修が必要となるケースなど様々ではありますが、市では、市民の皆様が安心して生活できる環境を提供するために、限られた予算の中で、最大限の効果を発揮できるよう取り組んでいるところでございます。

このようなことから、水路の維持管理に限らず、市民の皆様からの要望への対応年限を２年から３年と定めることは、非常に困難であると考えますが、できる限り短期間で要望にお応えできるよう、予算の確保に努め、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境の保全に取り組んでまいります。

市原市都市計画マスタープランでは、計画対象地域は市街化区域と市街化調整区域に区域分けされています。

2019年発行の「市街化調整区域の地区計画ガイドライン」に区域区分制度の説明があります。

「区域区分制度は、道路・公園・下水道など基盤整備の公共投資を効率的に行ないつつ、良質な市街地の形成を目的として、都市計画区域を、市街化を促進すべき「市街化区域」と市街化を抑制すべき「市街化調整区域」とに区分する制度です。」と記述されています。

今回、質問で取り上げたいのは、市街化調整区域に住む市民の住環境についてです。

当地区は、市役所まで1.3km、五井駅まで2.1km、市原インターチェンジまで0.6kmという立地であり、地区内には国府小学校、小湊鉄道上総村上駅があります。

このような立地条件ではありますが、当地区は市街化調整区域にあります。質問1で述べましたような住環境から分かるように、市街化調整区域では住環境、生活環境において、市街化区域と比較して明確な格差があります。

質問2

「市民の環境をまもる基本条例」の本旨からみて、市街化調整区域に住む市民の住環境を維持向上させることが必要と考えますが見解を伺います。

<答弁>

市街化調整区域の土地利用方針におきましては、既存の集落では、農地や里山の適正な管理・保全を担う一方、コミュニティの維持が課題の一つであることから、既存集落の維持にも配慮した土地利用を図るものとしています。

このため、市街化調整区域におきましても、既存インフラの維持管理を適切に行うなど、今後も既存集落における居住環境の維持・確保に取り組んでまいります。

（＊市街化調整区域における基本的なインフラの整備に努めるとは、どういう中身か伺いたい。）

< 答弁 3 >

今、答弁申し上げましたのは、既存インフラの維持管理を適切に行うということでございまして、1問目の質問でも出ましたけれども、水路なり道路なり、それぞれ既に既存のインフラ施設ございますので、そちらについての維持管理を適切に行っていくというような意味でございます。

議員となってこの3年間市内を廻りまして、市街化調整区域の住環境は市街化区域と比較し劣ると、今回質問に取り上げましたこの地域に限らず感じます。

「市原市民の環境をまもる基本条例」からみて、同じ市原市に住む住人の権利として守られるべきではないかと考えます。

市原市に住んで良かった、住んでみたいと考える市民をふやすためにも「市原市都市計画マスタープラン」の中に、市街化調整区域に住む市民の住環境について記載することを要望します。